

西 沼 目 自 治 会 規 約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、西沼目自治会(以下「会」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

(会員)

第2条 会員は、地区内に居住する全世帯とする。

なを、地区内にある会社及び商店は賛助会員とする。

(目的)

第3条 会は、会員相互の親睦、福祉の推進及び本地区内の居住者に共通する、住みよい環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 環境衛生及び福祉・厚生に関すること
- (3) 防犯、防災に関すること
- (4) 会の内外各種団体との連携に関すること
- (5) その他、会で必要と認め決定されたこと

(会費)

第5条 会員は、会費を負担するものとし、会費の額は一世帯につき1ヶ月250円とする。
但しアパート居住者は年間2,400円とし、所有者又は管理会社が納入する。
賛助会員の会費は別に定める。

(総会)

第6条 通常総会は、新旧組長により毎年3月に開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または組長の3分の2以上の請求があった時に開催する。

(総会の成立並びに議決)

第7条 1、総会は、新旧組長の2分の1以上の出席により成立する。
2、議長は、総会にて選任する。
3、議決は、出席者の過半数により決定する。

(総会の議決事項)

第8条 次に掲げる事項については、総会において議決を得なければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 会費の額の変更
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 役員の選任(監事は除く)
- (6) その他、会の運営上重要な事項

(役員)

第9条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名 (会計監査)

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

(役員の職務)

第11条 役員は、次に定める職務を行う。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 監事は年1回会計監査を行い、総会に報告する。

(役員会)

第12条 1、役員会は、第9条の役員(監事を除く)をもって構成し、総会の決定事項及び会の日常業務の執行にあたる。

2、役員会は、概ね隔月に開催し会長が召集する。

但し、会長が必要と認めた時は臨時に開催することが出来る。

(運営経費)

第13条 本会の経費は、会費、助成金及び寄附金等をもってあてる。

(組長)

第14条 1、組長は、各組毎に民主的な方法により選出する。

2、組長は、次に定める職務を行う。

- (1) 会費の徴収
- (2) 市の印刷物などの配布
- (3) 各組内員に対する連絡、伝達
- (4) その他必要な事項

3、組長会議は、原則として年3回開催する。

(役員候補者の選出方法)

第15条 自治会役員経験者並びに組長代表による、役員選考委員会をあらかじめ設置し、役員候補者を選出する。

なを、自治会役員経験者の任期は役員退任後6年間とする。

(委任)

第16条 この規約に定めるものの外、本会の運営上必要な事項は、役員会の決定によるものとする。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの期間とする。

付 則
この規約は、平成12年3月26日から適用する。

付 則
この規約は、平成13年3月25日から適用する。 (第2条 第5条 第15条)

付 則
この規約は、平成16年4月1日から適用する。 (第15条)

付 則
この規約は、平成21年3月1日から適用する。 (第5条 会費の改定)

この規約は、平成21年4月1日から適用する。 (第9条 役員の増員)